

TMSC 富士500km(7時間) オールナイト耐久エコノミーラン 2012 特別規則書

大会公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の練習・模範走行行事申請書のもと、国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその附則、並びにそれに準拠したJAF国内競技規則とその附則、スピード行事開催規定とその附則の競技会開催要項 富士スピードウェイ一般競技規則書に従い、クローズド競技(種目 3 その他エコノミーラン)として開催される。

すべての参加者は本規則書および、関係諸規則に精通し、これらを遵守するものとし、オーガナイザーおよび競技役員への指示に従う義務を負うものとする。

第1条 競技会の名称

TMSC 富士500km(7時間)オールナイト耐久エコノミーラン 2012

第2条 競技種目

ハイブリッド四輪自動車による耐久エコノミーラン

第3条 開催期日

2012年9月15日(土)22:00スタート～9月16日(日)

第4条 開催場所

富士スピードウェイ レーシングコース ショートレイアウト
(一周 4.526km)
静岡県駿東郡小山町中日向 694

第5条 オーガナイザー(大会主催者)

トヨタ・モータースポーツ・クラブ(TMSC) 会長 高橋 利昭

〒102-0074

千代田区九段南 2-3-18 トヨタ九段ビル B1F

電話 03-3221-9950 Fax 03-3221-9924

e-mail office@toyota-motorsports-club.jp

第6条 大会後援

トヨタ自動車株式会社 GAZOO推進室
株式会社 トヨタエンタプライズ
富士スピードウェイ株式会社

第7条 大会役員および競技役員

| | |
|--------------|----------------|
| 大会会長 | 高橋利昭(TMSC 会長) |
| 大会副会長 | 北原豪彦(TMSC 副会長) |
| 大会組織委員長 | 高橋利昭(TMSC 会長) |
| 大会組織委員 | 北原豪彦(TMSC 副会長) |
| 大会組織委員 | 田代仁志(TMSC 役員) |
| 審査委員長 | 半沢七郎 |
| 審査委員 | 荒木 茂 |
| 競技長 | 北原豪彦 |
| 副競技長 | 田代仁志 |
| コース委員長 | 新川 修 |
| コース副委員長 | 芦川智良 |
| 計時委員長 | 田中ケント |
| 計時副委員長 | 前園己佳雄 |
| 管制委員長 | 伊勢公一 |
| 管制副委員長 | 谷中利彦 |
| 技術委員長 | 米森 博 |
| 技術副委員長 | 田近憲昭 |
| 救急委員長 | 田代仁志 |
| ピットパドック監察委員長 | 深澤雅文 |
| 事務局長 | 中田和夫 |
| 副事務局長 | 深澤孝義 |

※ 大会競技執行役員は公式通知、公式プログラムに公示する。

第8条 参加資格および参加料・参加申込方法

1. 参加資格

- (1)日本国内で有効な自動車運転免許証を保有すること。
- (2)トヨタ・モータースポーツ・クラブ会員であること。
- (3)(2)に該当しない一般参加者は当日のみ、イベント会員として正会員に準じて遇するものとする。

2. 参加料および参加申込方法

(1) 参加料

TMSC会員 42,000円(参加料 40,000+消費税)
一般 50,400円(参加料 48,000+消費税)

(2) 参加申込

参加申込書および車両検査書/仕様書に必要事項を記入、署名捺印の上、下記期限内にオーガナイザー宛に郵送するものとする。

(3) 参加申込期間

2012年8月13日(月)～8月24日(金)

※先着60台を以って締切といたします。

(4) チーム構成

1チームの構成人員は最少2名、最多10名までとする。

(5) 参加申込の不受理

オーガナイザーは理由を明示することなく、参加申込を受理しないことがある。

(6) 参加料の払込

参加料は参加申込み期間内に下記口座宛に振込みを以って支払うものとする。

「三菱東京UFJ銀行 麹町支店 普通預金 1037881 トヨタ・モータースポーツ・クラブ 会長 高橋利昭」

(7) 参加料の返還

参加申込が不受理の場合のみ、参加料は返還される。

それ以外、一旦受理した参加料の返還は行わない。

(8) 保険

すべての参加者は、JMRC関東レース部会が管轄する加入者1名あたり1500円の障害保険に加入するものとする。

その費用は参加料とは別途徴収する。

但し、FISCOライセンス保有者、JMRCスポーツ安全保険加入者は、参加申し込み時にライセンス番号、あるいは安全保険加入番号を申告するものとする。

第9条 参加車両とクラス区分、参加可能台数およびゼッケン

1. 参加車両

本大会に参加できる車両は、ハイブリッド四輪自動車に限られ、大会期日に有効な自動車検査証を有し、自動車登録番号標が附された車両で、道路運送車両の保安基準に適合し、一般公道の走行が認められたものとする。

2. クラス区分一覧(参加可能車種の例)

| クラス | 総排気量 | 車種例 |
|------|---------------------|--|
| クラスⅠ | 1500cc まで | プリウス NHW10、NHW11、NHW20、アクア NHP10、FIT GP1、GP3、インサイト ZE2、ZE3、CRZ ZF1、除くインサイト ZE1 |
| クラスⅡ | 1501cc 以上 2000cc まで | プリウス ZVW30、プリウスPHV ZVW35、プリウスα ZVW40、41、LEXUS CT200h・ |
| クラスⅢ | 2001cc 以上 2500cc まで | SAI AZK10、カムリ AVV50、LEXUS HS250h |

※ 詳細はトヨタ・モータースポーツ・クラブ宛お問い合わせください。

3. 参加可能台数

本大会に参加可能な総台数は先着60台までです。

4. ゼッケン

ゼッケン番号は、オーガナイザーが受付順に指定し、左右ドアに布製ガムテープにより、強固に貼付するものとする。

第10条 車両変更

正式参加受理以降の参加車両変更は参加車両に故障・破損など正当な理由のある場合のみとし、大会審査委員会より承認された場合に限って認められる

第11条 走行準備

走行時(すべての同乗者を含む)の服装については、難燃性のレーシングスーツの着用を推奨するが、運転に適した服装を心がけるものとする。

着衣は長袖、長ズボン、指先の露出しないグローブ、指先・かかとをカバーするシューズの着用を義務づける。

ヘルメットはJAF国内競技車両規則付則スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱に従うことを推奨する。

第12条 賞典

総合賞 1位～6位

クラス賞 1位～3位

特別賞等 その他多数

第13条 競技会一般規定

- 公式車両検査に先立ち、競技車両の燃料は満タンにしておかなければならない。給油費用は参加者の負担とする。
- 参加者は参加確認受付終了後、定められた時間内に公式車両検査を受けなければならない。

3. 公式車両検査に合格した車両は、合格順にスターティンググリッドが指定され、即刻コースインし、整列するものとする。
4. 公式車両検査を受けない車両、あるいは車両検査の結果、競技参加が不適当と判定された車両は競技に参加することはできない。
5. 技術委員長は参加不適当と判断した車両に対し、修正を命じることができる。参加車両の出走にかかる最終的な判断は技術委員長に委ねられる。
6. 走行中の諸指示は競技役員の旗の掲出のほか、指定のFM放送によって行うため、全車、指定のFM放送を受信できるよう準備しなくてはならない。
7. 競技終了後、入賞車両に対し、再車両検査を行うことがある。この場合の再車両検査に必要な費用は参加者の負担とし、再車両検査を拒否した場合は失格とする。

第14条 競技方法

富士スピードウェイ レーシングコース ショートレイアウト 1周 4.526 kmを7時間の内に500km(111周)を目指し、走行する。

時間内に最も長距離を走行し、かつ、最も燃料消費の少ない車両を優位とする。

1. スタート：
スターティンググリッドより、マーシャルカー先導によるローリングスタートとする。
マーシャルカーの先導で5周の慣熟走行を行い、マーシャルカーがピットレーンに入った後、個々に競技を行う。
マーシャルカー先導走行中も周回数に算入する。
2. 信号旗等：
FIA 国際モータースポーツ競技規則H項に準拠する。灯火による信号の運用と詳細は「公式通知」によって公示し、ドライバーズブリーフィングにおいて説明を行う。
3. ドライバーおよびコ ドライバー：
競技中は常時2名以上が乗車するものとし、乗車定員までの同乗を認める。
4. ドライバーの交替：
1名のドライバーが連続して運転できる時間は2時間までとし、ドライバーの交替はピット前において行う。
5. 一周に要する時間の制限
一周に要する時間を最短3分とする。
万が一、一周を3分未満で走行した場合、その周回は周回数にカウ

ントせず、競技終了後に周回数の減算を行う。

6. 競技からの除外
一周を3分未満で走行する周回が連続して3周以上認められた場合、当該競技車両は審査委員会の裁定によって、即刻停止を命じられ、競技から除外されるものとする。
また、著しくアンフェアな行為(走行・チーム員の言動・行動など)が認められたものに対しても審査委員会より注意がなされ、場合によっては競技から除外されることがある。
7. フィニッシュ
競技の終了は先頭車が500km(111周)の走行を終えた時点、あるいはスタートから7時間を経過した時点とする。
チェッカーを受けた競技車はそのままコースを周回し、ピットレーンからパドックに入り、順次、車両重量のチェックを受け、その後、燃料を満タンにして、消費量(給油量)を申告するものとする。
8. 燃料量の計測
走行終了後、直ちに所定の給油施設において、燃料を満タンにし、給油量を競技役員に申告するものとする。
その際の給油費用は参加者の負担とする。
燃費の計測は、周回数×4.526km÷消費燃料量(走行終了後の給油量)の計算式により算出するものとする。
9. 給油時の第三者立会い
車検前給油、走行後給油共に、給油に際し第三者が立会い、給油の方法の公平を保つものとする。立ち会う第三者は給油を証明する書面に署名しなければならない。
10. 車両重量の計測
公式車両検査において、燃料満タン状態で車両重量を計測し、走行終了後の車両重量計測値を差し引いた数値を消費燃料量判定時の参考資料とする。
11. 競技結果の判定
競技結果の判定は最も速く、最も長い距離を走った順にポイントを付与し、最も燃料消費の少なかった車両から順にポイントを付与する。その合計ポイントの多い者を優位とする。
競技結果の判定を受けられる車両は先頭でチェッカーを受けた車両の周回数の75%以上に相当する距離を走行した車両を完走車両として扱い、燃料消費量を競う対象とする。
それに満たない走行距離の車両については燃料消費量も含めて参

考扱いとする。

従って、先頭でチェッカーを受けた車両であっても燃料消費量が多い場合には、優位に立つとは限らず、先頭車両より周回数は少なくとも完走扱いとされる車両で最も燃料消費量の少ない車両が優位とされる。

第15条 タイムスケジュール(概略)

競技会当日は午後6時より車検場脇において受付を開始する。

競技開始時間は午後10時スタートとし、翌日午前5時に終了の予定とする。

詳細なタイムスケジュールは別途公式通知によって示すものとする。

第16条 公式通知

本規則書に明示のない、競技運営に必要な諸伝達事項、競技規則の細則は必要に応じて公式通知により明示されるものとする。

第17条 参加者の責任

本大会に参加する参加者は、本競技規則を遵守し、円滑に競技が推移するよう協力しなければならない。

また、競技会を通じて起こった事象についての責任は各当事者に帰属するものとし、オーガナイザー、競技役員、サーキット管理者に対し、責任の追求や、保障の要求はできないものとする。

第18条 競技会の延期もしくは中止

天候の急変等、不可抗力によって競技の運営が危ぶまれる等の場合、組織委員会の判断により、競技会を延期もしくは中止することがある。

第19条 公道走行チェック

本大会に参加したすべての車両は競技終了後、道路運送車両の保安基準に則った車検に準ずる公道走行チェックを受けなければならない。

規定時間内に公道走行チェックを受けない車両は本競技会成績を抹消し、賞典の対象から除外するものとする。

第20条 抗議

本競技に関連する一切の抗議は受け付けられないものとする。

【メモ欄】